

奈良県の特別支援教育の方向性

ーグランドデザイナー

平成23年3月25日
奈良県教育委員会

I はじめに

教育基本法（平成18年12月）の改正や学校教育法（平成18年6月）等が一部改正されるなど、ノーマライゼーションの進展とともにすべての学校において特別支援教育の推進が求められている国の動向と相まって、全国的に知的障害特別支援学校及び小・中学校特別支援学級の在籍者数が増え続けている。

本県においても例外ではなく、先の「障害児教育諸学校適正化計画（H17～20）」で、2校の新設養護学校を開校したが、さらなる対応が喫緊の課題となっている。

加えて、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」においては、インクルーシブ教育システムについての議論が進められている（平成22年12月にはインクルーシブ教育の理念を踏まえる方向で論点が整理された）。

このような中、本県においては、平成22年5月、学識経験者等で構成された「奈良県の特別支援教育検討委員会」を立ち上げ、就学指導に関することと、特別支援学校に関することの専門部会を設け、総合的な検討をお願いし、昨年11月にはその報告を得た。



特別支援教育は、「地域に根ざした教育」をキーワードとして一層推進されるべき

- 1 地域の小・中学校等における特別支援教育の充実を図ることが基盤
- 2 特別支援学校は、特別支援教育の専門性を有する先導的な役割を担う教育機関として不可欠
- 3 適正な就学指導を推進することが重要

II 基本的な方向性

「審議のまとめ」に沿った方向で、特別支援教育を推進する。

- 1 地域の小・中学校等における特別支援教育を充実させるために
 - (1) 通常の学級における特別支援教育の充実を図る。
 - (2) 特別支援学級の機能及び通級による指導の充実を図る。
 - (3) 副次的な学籍の制度の導入を図る。
 - (4) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。
 - (5) 高等学校等における進路指導の充実を図る。
- 2 特別支援学校が特別支援教育の専門性を有する先導的な役割を果たすために
 - (1) 支援を必要とする子どものための学校であること
 - ・ 専門性を担保しつつ、複数の障害種に対応した学校とする。
 - ・ 段階的に通学区域の見直しを図る。
 - ・ 小・中学校等に分校・分教室を設置する。
 - (2) 特別支援教育に関する地域支援のセンターとしての役割を果たすこと
 - (3) 関係機関と連携し、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を一層促進すること
- 3 適正な就学指導を推進するために
本年度策定した「就学指導のガイドライン」を活用し、市町村教育委員会で行われる就学指導を支援する。

すべての学校における教育の充実と、共生社会の形成に寄与するため、特別支援教育の一層の推進を図るとともに、知的障害特別支援学校の過密解消への段階的取組を行う。

- ・ 前期計画：主として知的障害特別支援学校の過密解消の緊急措置を行う。
- ・ 後期計画：「審議のまとめ」で示された各提言を具体化する。
- ・ 並行して、各校種ごとの重点項目について取組を進める。

Ⅲ 前期計画について

1 特別支援学校における取組

- (1) 高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部の充実を図る。
両校の教育課程の改善・特色化を進め、通学区域を廃止するとともに募集人員を増やす。
- (2) 二階堂養護学校の通学区域の一部を奈良東養護学校に変更する。
年次進行により、大和郡山市を奈良東養護学校の通学区域に変更する。
- (3) 奈良東養護学校七条校舎に奈良養護学校の分教室を設置する。
奈良医療センターへの訪問教育を分教室で継続・充実させる。
- (4) 奈良養護学校に病弱教育部門を設置し、肢病併置校とする。
奈良東養護学校の病弱教育部門を奈良養護学校に移転し、病弱教育と肢体不自由教育のそれぞれの専門性を高める。

2 高等学校に分教室を設置

高等部における過密解消を図るとともに、「地域に根ざした教育」の観点から高等学校に分教室を設置し、交流及び共同学習を進める。このことにより、高等学校における特別支援教育の質の向上を図るとともに、特別支援学校に高等学校の専門教育の指導内容・方法を取り入れ、充実を図る。

3 小・中学校に分教室を設置

- (1) 「地域に根ざした教育」の実現のため、副次的な学籍の制度を導入する。
- (2) 交流及び共同学習の推進を図るとともにDSS (Dual Support System) モデル研究及び分教室の設置を推進し、特別支援学校と小・中学校双方における教育力の向上を図る。

4 その他

- (1) 就学指導の実施状況調査を行い、各市町村で行われる就学指導を支援する。
- (2) 卒業後の自立と社会参加を目指し、特別支援学校の生徒の自力通学を促進する。

Ⅳ 後期計画に向けた課題

1 医療・福祉等との緊密な連携の在り方について

- (1) 特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備拡充に努める。
 - ・看護師の適正な配置
 - ・学校と一層緊密な連携を図ることができるバックアップ病院の確保
 - ・卒業後を見据え、医療、保健及び福祉等との緊密な連携
- (2) 個別の教育支援計画を踏まえ、支援会議の充実を図る。
 - ・教育現場を支えるための幅広い人的資源の活用を推進
 - ・就学相談、就労支援等の充実
- (3) 生活の基盤となる児童福祉施設等との連携の充実を図る。

2 訪問教育等の在り方に関することについて

- (1) 在宅訪問の拠点校を増やし、担当区域の再編整備を行う。
- (2) 院内学級等の担当拠点の在り方と併せて検討する。
- (3) 学齢児童生徒の病弱教育の充実を図る。

3 複数の障害種に対応した特別支援学校について

- (1) それぞれの障害の状態等に対応できる教員の専門性の向上を図る。
- (2) 創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成する。
 - ・障害の状態や発達段階等に対応できる柔軟な教育課程の編成
 - ・自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実
- (3) 複数の障害種に対応できる施設等の条件整備に努める。

Ⅴ 各校種ごとの重点項目

1 幼稚園

就学に向けた指導の充実と教育と療育の協働関係の構築に努める。

2 小・中学校

OJT (On-the-Job Training 業務実地教育) を目的とした人事交流を含め、教員の専門性向上のための研修等の充実と地域の人材の活用、さらには共生社会の推進に向けた理解啓発を積極的に実施する。

3 高等学校

発達障害等により特別な教育的支援を必要としている生徒の実態把握に努めるとともに、個別の指導計画の活用と就労に向けた支援の充実を図る。

Ⅵ おわりに

今後、漸進的な取組を進める中で、常に見直しを加えながら、後期計画を具体化し、特別支援教育を推進するものとする。